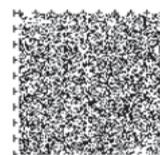


# 第10次福岡県 高齢者保健福祉計画

【ダイジェスト版】 | 2024年度 > 2026年度  
(令和6年度) > (令和8年度) |

高齢者がいきいきと活躍でき  
医療や介護が必要になっても  
住み慣れた地域で安心して生活できる  
社会づくり



## 第1部 計画の基本的な考え方

### 第1章 高齢者保健福祉計画の意義

高齢者保健福祉計画とは、高齢者を取り巻く社会状況の変化や高齢社会をめぐる重要な課題に対して、県及び市町村が目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策の方向を明らかにするものであり、老人福祉計画及び介護保険事業支援計画を一体のものとして、3年ごとに策定される計画です。

老人福祉計画：市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から定められる老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（老人福祉法第20条の9第1項）

介護保険事業支援計画：3年を1期として定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（介護保険法第118条第1項）

### 第2章 他の計画との関係

第10次の高齢者保健福祉計画は、本県の総合計画や医療計画との整合性を確保するとともに、地域福祉支援計画、健康増進計画、医療費適正化計画、高齢者居住安定確保計画等と調和が保たれたものとなっています。

### 第3章 第10次計画の期間

2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間を計画期間とします。

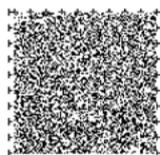
### 第4章 高齢者保健福祉圏域の設定

医療や介護を必要とする高齢者に対し、適切かつ総合的に保健・医療・介護・福祉サービスを提供できるようにするためには、各市町村において、日常生活圏域ごとの状況を踏まえながら、サービス供給体制を確保していく必要があります。

また、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の施設サービスについては、広域的な調整を図りながら、供給体制を整備していく必要があります。

このため、本県では、市町村の区域を越えた高齢者保健福祉圏域を設定しています。

高齢者保健福祉圏域については、保健・医療・介護（福祉）の連携を図る観点から、「福岡県保健医療計画」に基づく二次保健医療圏と同じ圏域とし、県内に13の圏域を設定しています。

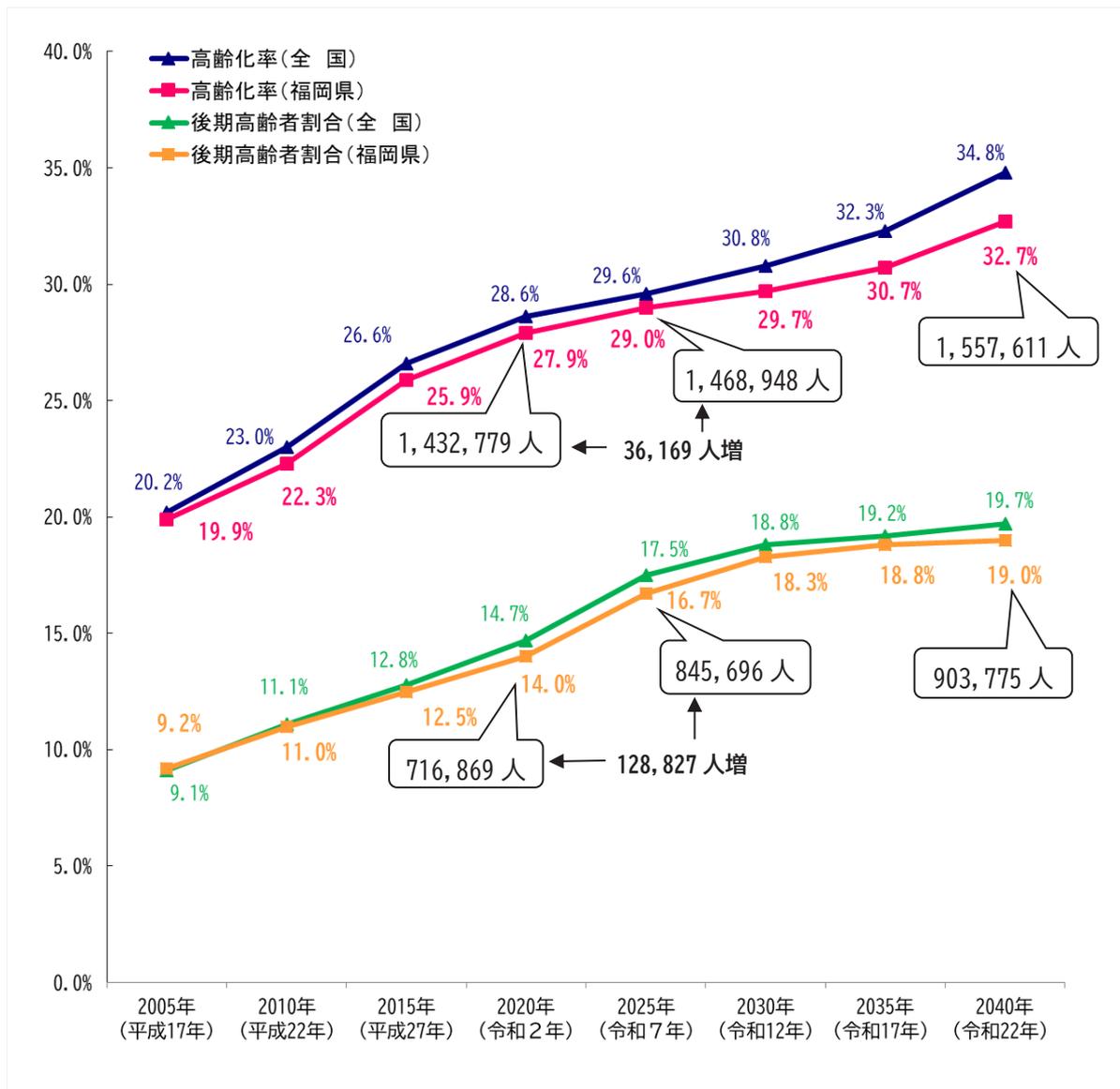


## 第2部 高齢者等の現状

本県の人口の推移をみると、2020（令和2）年の514万人から、2025（令和7）年には507万人、2040（令和22）年には476万人に減少すると予測されています。

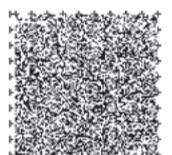
これに対し、本県の高齢者人口は、2020（令和2）年の143万人から、2025（令和7）年には147万人、2040（令和22）年には156万人に増加すると予測されています。

【高齢者人口と高齢化率の推移】



※令和2年までは、国勢調査による（平成27年以前の人口には年齢不詳を含み、高齢化率及び75歳以上高齢化率については、年齢不詳を含まずに算出。）。

※令和7年以降の全国の推計は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（中位推計）により、福岡県の推計は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」による。



## 第3部 第10次計画の基本理念等

### 第1章 第10次計画の基本理念

高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくり

### 第2章 第10次計画の基本的方向

#### 1 生涯現役社会づくり

- 経験豊かな高齢者が、年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、職場や地域で活躍し続けることができる、選択肢の多い「生涯現役社会」づくりを進めていきます。

#### 2 地域包括ケア体制づくり

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築及び深化・推進を市町村と連携・協力し、進めていきます。

#### 3 認知症施策の推進

- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく、暮らし続けることができる社会を実現するための、認知症施策を推進します。

#### 4 尊厳が尊重される社会づくり

- 虐待防止対策や成年後見制度の利用の促進など、高齢者の権利を擁護するとともに、認知症に関する正しい知識の普及を進めていきます。

#### 5 安全・安心な地域づくり

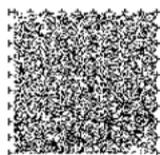
- 市町村における避難行動要支援者に対する避難支援体制づくりや、高齢者福祉施設等における防災対策の強化や感染症対策を進めます。また交通安全対策、消費者保護、防犯対策などを進めます。

#### 6 サービスの確保

- 高齢者が、介護や支援が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護基盤の計画的な整備を進め、サービス供給体制の確保に努めます。

#### 7 マンパワーの確保

- 人権を尊重した質の高いサービスを提供できる介護人材の確保・定着を図るため、参入促進、労働環境・処遇の改善及び資質の向上に努めます。



## 第4部 施策の推進方策

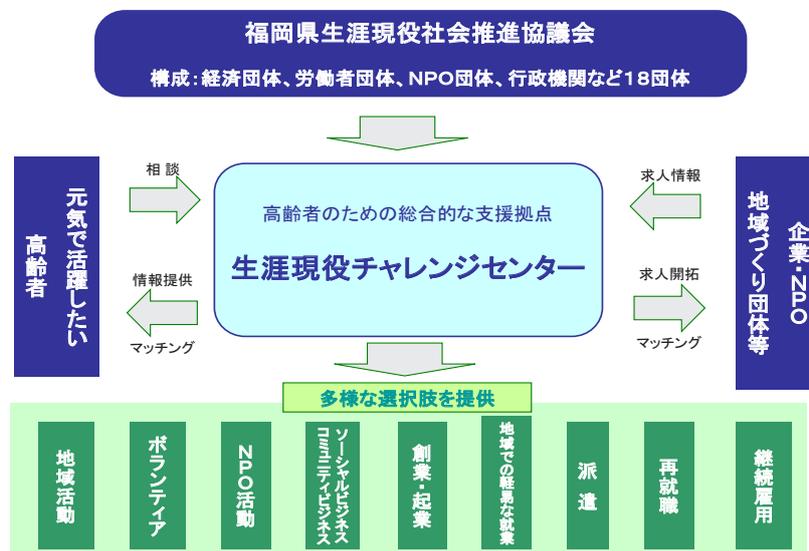
### 第1章 高齢者が元気で活躍する生涯現役社会づくり

すべての人々が元気に活躍し続けられるよう、一人ひとりが健康の維持、増進を図る「ふくおか健康づくり県民運動」、スポーツの力で県民生活を元気にする「スポーツ立県福岡」を推進しています。

併せて、高齢者の多様な形態による就業機会の確保のほか、職業能力の開発、社会参加の基盤づくり、生涯学習やスポーツ・文化芸術活動の促進などに取り組み、高齢者の活躍の場が広がるような環境づくりを推進します。

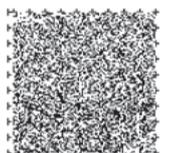
#### 1 高齢者の雇用・就業機会の確保

- 経済団体、労働者団体、高齢者関係団体、NPO法人・ボランティア団体、行政等により幅広く組織される福岡県生涯現役社会推進協議会において、官民一体となって「生涯現役社会」づくりを推進します。
- 高齢者の就労や社会参加を促進するための拠点である「福岡県生涯現役チャレンジセンター」において、各種事業の展開を図ります。
- 中高年齢者に対し職業訓練を行い、企業ニーズに適合した技能を修得させることにより、雇用の安定を図ります。



#### 2 高齢者の積極的な社会参加の促進

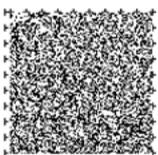
- 老人クラブが行う趣味やスポーツ活動、友愛訪問活動等を支援し、高齢者の「生きがいがづくり」、「健康づくり」、「仲間づくり」を進めます。



- コラボステーション福岡において、NPO法人の設立から運営、活動まで一貫して支援するとともに、ホームページ等によりNPO等の活動やボランティア募集の情報を幅広く発信します。
- 行政機関や大学、民間企業など様々な機関や組織が提供している生涯学習やリカレント教育に関する情報を収集し、一元的に発信することにより、県民が学習したいときに学習に取り組める環境をつくります。
- 市町村やスポーツ・文化関係団体等と連携し、高齢者が参加できるスポーツ・文化イベントの開催を推進します。
- 高齢者の創作による日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真・デザインの作品を広く募集して展示し、高齢者の文化活動を促すとともに、ふれあいと生きがいを推進するため、「福岡県シニア美術展」を開催します。

### 3 健康づくりの推進

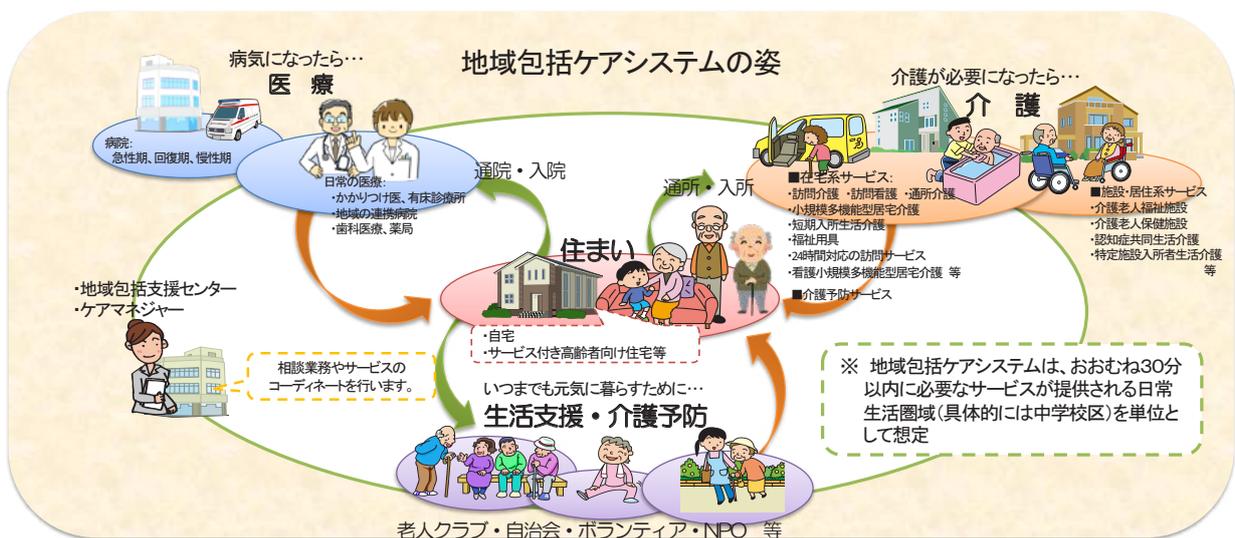
- 福岡県健康増進計画に基づき、生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組むとともに、県民の自主的な健康づくりを県民運動として展開する「ふくおか健康づくり県民運動」を推進します。
- 「ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト」でロコモティブシンドローム（運動器症候群）（以下「ロコモ」という。）の自己チェックやロコモに関する知識、予防のための簡単な運動（ロコトレ）を紹介するとともに、ロコモ予防推進員による普及啓発を行い、高齢者の健康づくりを推進します。
- 健康寿命の延伸や生活の質（QOL）の向上に重要なオーラルフレイルについての知識を周知するとともに、口腔機能に関わる舌や顔面周囲の筋力の保持増進の啓発に取り組みます。
- 在宅歯科診療等ができる歯科医師及び歯科衛生士を養成するための研修会の実施や、高齢者施設等に対する誤嚥性肺炎予防等のための口腔健康管理の重要性についての啓発等に取り組みます。
- 特定健康診査・特定保健指導の実施率を向上させるため、多くの県民が集まる場（イベント等）において「ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト」、「ふくおか健康ポイントアプリ」の周知や、健康測定機器の活用を通じて、自主的な健康づくりに取り組むきっかけを提供するとともに、健康診査の啓発を行います。
- 市町村が実施する健康増進事業に助成するとともに、地域の特性を踏まえて円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村に対して必要な助言、技術的支援、連絡調整を行います。
- 福岡県がん対策推進計画に基づき、がん検診受診率及び精密検査受診率のさらなる向上に努めます。



## 第2章 高齢者になっても安心して住み続けられる地域づくり ～地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進～

多くの高齢者は、住み慣れた地域で生活することを望んでおり、このような希望に応えるためには、医療や介護を高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて適切に提供することが必要になります。また、介護が必要な状態にならないよう、身体機能を維持・改善するための予防や自立した生活を支えるための生活支援、安心して生活できる住まいを提供することも重要です。

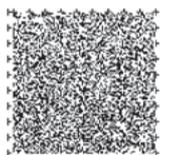
このため、医療・介護・予防・住まい・生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築及び深化・推進を、市町村と連携・協力しながら進めていきます。



引用：厚生労働省資料一部修正

### 1 地域包括支援センターの適切な運営の支援と地域ケア会議の推進

- 地域包括支援センターの運営について財政的な支援を行うとともに、その職員を対象に地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に係る研修を実施するなどの支援を行います。
- 市町村や地域包括支援センターの職員等を対象とした地域ケア会議の運営等に関する研修の実施、地域ケア会議へのリハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）、歯科衛生士、管理栄養士の派遣調整や先進的取組事例の紹介などにより、地域ケア会議の効果的な開催を支援します。

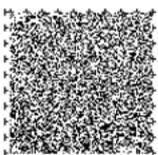


## 2 自立支援、介護予防と重度化防止の推進

- 福岡県健康増進計画に基づき、生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組むとともに、県民の自主的な健康づくりを県民運動として展開する「ふくおか健康づくり県民運動」を推進します。
- ロコモについて、「ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト」やロコモ予防推進員による普及啓発を行い、高齢者の健康づくりを推進します。
- 生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の養成、好事例の紹介等により、市町村の取組を支援します。
- 市町村における介護予防の取組を強化するため、県内4地区に設置した「福岡県介護予防支援センター」において、リハビリテーション専門職による相談対応、技術支援、研修会等を実施します。
- 自立支援に着目した地域ケア会議を推進するため、地域ケア会議へのリハビリテーション専門職等の派遣調整や、市町村職員等に対する研修を実施します。

## 3 在宅生活を支える医療・介護サービスの充実

- 市町村が取り組む在宅医療・介護連携推進事業の実施状況を把握し、必要な支援を行います。
- 県保健福祉（環境）事務所に設置している「福岡県地域在宅医療支援センター」において、各地域における在宅医療・介護連携にあたっての課題を検討するとともに、関係機関との情報共有・連携に努めます。
- 「とびうめネット」の多職種連携システムの活用により、かかりつけ医、看護師、介護職員等が随時患者情報を共有し、連携して支援が行えるよう「とびうめネット」の周知を図ります。
- 自らが望む医療やケアについて、家族や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組であるACP（アドバンス・ケア・プランニング）の認知度向上及び取組の促進を図ります。
- 在宅医療の利用者等からの暴力・ハラスメントに対し、従事者の安全を確保し、在宅医療の継続的で円滑な提供体制の構築に取り組みます。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の指定を行う保険者からの相談に応じます。

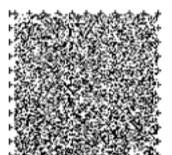


## 4 地域共生社会の実現に向けた支援体制の推進

- 市町村が実施する地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備を行う重層的支援体制整備事業の円滑な実施のために、県では説明会や研修、市町村への個別訪問などによる助言・指導を行います。
- 全ての市町村において、町内会や小学校区といった小地域単位で見守り活動チームが編成されるよう、見守り活動推進のための研修をさらに充実するとともに、他の模範と認められる又は先駆的な見守り活動を実施している団体及び事業者を表彰することなどにより、市町村におけるチームづくりの取組を支援します。
- 福岡県高齢者居住安定確保計画に基づき、良質な高齢者向けの住まいの供給促進、高齢者向けの住まいに関する情報提供、高齢者の居住支援の推進と居宅生活を支える地域づくりに取り組みます。
- 市町村等が買い物弱者対策を検討するために必要な経費を補助し、市町村等における買い物弱者対策の取組を支援します。
- 企業・事業所のトップが、従業員の仕事と介護の両立を支援する取組を自ら宣言し、それを県が登録する「介護応援宣言企業」の登録拡大を図ります。
- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関において、生活に困っている高齢者からの相談に対応するとともに、その自立に向けて、関係機関と連携しながら支援を行います。
- 福岡県社会福祉協議会が実施する不動産担保型生活資金貸付制度の普及促進に努めます。
- 県営住宅の入居者募集において、生活に困窮する高齢者世帯に対し優遇措置を行います。
- 住宅関連事業者や医療法人、社会福祉法人、NPO等に対し、サービス付き高齢者向け住宅の補助、融資制度、税制等について情報を提供し、供給や登録を促進します。
- 生活の利便性の向上や介護者の負担の軽減を図るため、高齢者等やその家族が住む住宅の改修に対して、助成を行います。

## 5 安心して生活できる住まいの確保

- 有料老人ホーム等に対して、毎年度、集団指導を行うとともに、定期的に立入検査を実施します。
- 高齢者に配慮した住まいについて、バリアフリーや温熱環境に配慮したリフォーム事例などを展示する本県独自のモデル住宅「生涯あんしん住宅」を活用した情報提供などにより、住宅のバリアフリー化を促進します。



## 第3章 認知症施策の推進

今後増加することが見込まれる認知症の人に適切に対応するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける地域をつくるため、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容や令和4年度に行われた認知症施策推進大綱の中間評価の結果も踏まえ、認知症施策を推進していきます。

### 1 普及啓発・本人発信支援

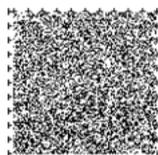
- 認知症に関する正しい知識の普及のため、「福岡県介護実習・普及センター」において、一般県民向け認知症介護講座を開講します。また、県医師会が実施する地域住民・家族介護者向け認知症公開講座に対し助成を行います。
- 市町村や関係団体等と協力し、認知症サポーターの養成をさらに進めるとともに、養成されたサポーターが地域の身近な場所で活躍してもらえるよう支援します。
- 認知症の日及び月間に合わせ、福岡タワー等のオレンジライトアップをはじめとする認知症の普及・啓発に取り組むとともに、本人交流会等の場において、認知症の人本人が発信する機会の確保に努めます。
- 認知症の人によるピアサポート活動を支援します。

### 2 予防

- 市町村職員や地域包括支援センター職員を対象とした研修会などで、「通いの場」に関する好事例の紹介や利用可能な補助制度等の紹介を行い、市町村による「通いの場」を拡充する取組を支援します。
- 「ふくおか健康づくり県民運動」を推進し、認知症の人のみならず、一般住民や高齢者全般を対象に運動習慣の定着を図っていきます。

### 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- かかりつけ医等に対する助言等を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成します。
- かかりつけ医や医療機関に勤務する医療従事者、薬剤師、歯科医師等を対象として、認知症対応力向上研修を実施します。



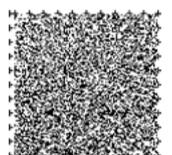
- 「福岡県認知症医療センター」において、保健・医療機関や介護関係者と連携を図りながら、次の取組を実施します。
  - ① 本人やその家族、関係機関からの専門医療相談への対応
  - ② 認知症に関する専門的な診断とその初期対応
  - ③ 認知症の行動・心理症状や身体合併症の急性期治療に関する対応
  - ④ 地域の医療機関、地域包括支援センター、市町村、保健所等で構成する地域医療連携協議会の開催
  - ⑤ 地域における認知症対応力向上のための研修の実施
  - ⑥ 地域への認知症医療に関する情報発信
  - ⑦ 診断後等の認知症の人や家族に対する相談支援
  - ⑧ 当事者等によるピア活動や交流会の開催
- 市町村における認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の活動が効果的に進むよう、研修を実施します。
- 「認知症介護相談窓口」において、認知症の人とその家族等の相談に対応します。
- 認知症の人の介護者の負担を軽減するため、認知症カフェ相談窓口を設置し、市町村等認知症カフェ運営者を支援します。

#### 4 認知症バリアフリーの推進

- 認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の市町村における設置を支援します。
- 周囲の方に配慮が必要であることを知らせる「ヘルプマーク・ヘルプカード」を、認知症の各種研修会において、周知及び希望者に配布を行います。
- 市町村における行方不明認知症高齢者等SOSネットワークの構築と広域化を進めます。
- 行方不明者情報の配信における「ふくおか防災ナビ・まもるくん」及び「防災メール・まもるくん」の活用を促進します。
- 認知症の人が安心して買い物ができるように、認知症の病気が原因による未払い行動の理解促進、啓発活動を行います。

#### 5 若年性認知症の人への支援

- 若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の人やその家族からの相談対応や、支援機関も含めた交流会、啓発のための講演会を実施します。
- 若年性認知症ハンドブック（改訂版）を配布し、若年性認知症の人やその家族が利用できる制度などの情報提供を行います。



## 第4章 高齢者等の尊厳が尊重される社会づくり

介護が必要な高齢者や認知症の人が、その尊厳を尊重され、権利として適切なサービスを受けながら、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を続けられるようにするため、虐待防止対策の推進や日常生活の支援、成年後見制度の利用促進に取り組むとともに、認知症に関する正しい知識の普及に努めます。

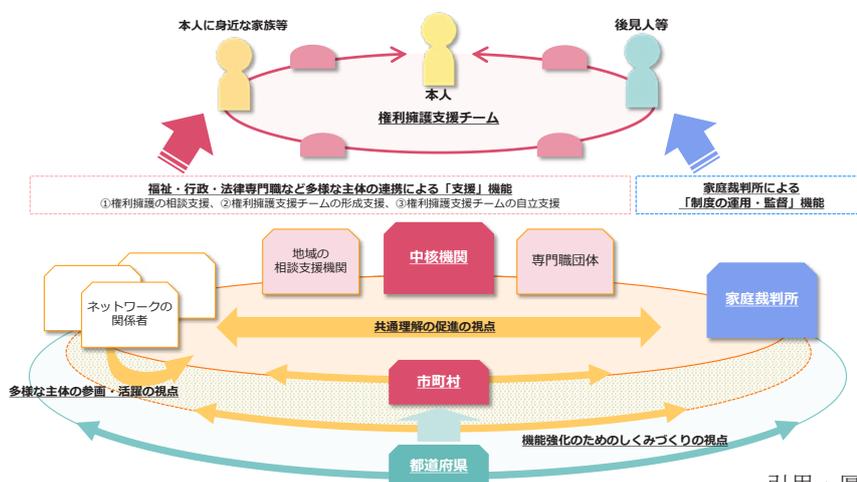
### 1 虐待防止対策の推進

- 市町村職員や地域包括支援センター職員を対象に、高齢者虐待の通報があった場合の具体的な対応の仕方や虐待防止に関する指導方法について習得するための研修を実施します。
- 介護施設等に対し、集団指導や運営指導等を通じて高齢者虐待防止に関する周知・啓発を行い、介護職員等の高齢者虐待防止に関する研修への積極的な参加や、施設全体での研修、意識啓発を行うように指導します。
- 住宅型有料老人ホーム等の管理者や職員を対象とした研修を実施するなど、各施設における高齢者虐待防止に関する体制整備や取組等を促進します。

### 2 権利擁護

- 県広報やホームページ、各種研修会等での事業周知を行うことにより、福岡県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を推進します。
- 成年後見制度を県民に広く周知するとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるコーディネートを担う中核機関の設置を進めるために、研修会における先進事例の紹介等の支援を行います。
- 市町村が行う成年後見制度利用促進法に基づく基本計画策定を支援します。
- 市町村が設置する地域包括支援センターが、成年後見相談や手続への助言を行えるよう必要な支援を行い、制度の利用を促進します。
- 成年後見制度の利用促進や市民後見人の養成を支援します。

#### 【権利擁護支援の地域ネットワークのイメージ図】



引用：厚生労働省資料

## 第5章 高齢者等が安全で健やかに生活できる地域づくり

高齢者等をはじめ全ての県民にとってやさしい、公共の場所でのバリアフリーに配慮した「福祉のまちづくり」を進め、高齢者等が円滑に移動できるよう、移動手段の確保を進める必要があります。

また、高齢者の日常的な安全対策として、交通安全、消費者保護、防犯対策等の取組、緊急時の安全対策として防災対策等の充実に取り組みます。

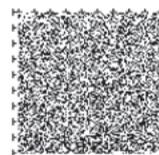
さらに、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者等に対してのサービスを提供している介護施設等において、感染症の発生を未然に防止するための対策や感染症発生時に備えた体制整備が必要です。

### 1 福祉のまちづくり

- 高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての県民が安心して快適な生活を営むことができるようにするため、バリアフリー化を促進します。
- 障がいのある人や高齢者、妊産婦などが、公共施設や商業施設の障がい者等用駐車場などを利用できるように支援する「ふくおか・まごころ駐車場」制度の県民への周知・啓発を行うとともに、十分な駐車場確保に向けて、施設管理者に対し、登録を推進します。
- 鉄道駅、バスターミナル等の主要な旅客施設と公共施設や福祉施設を結ぶ道路について、全ての県民が安全で安心して利用できるような歩行空間の整備を行います。
- 鉄道駅のバリアフリー化や低床バス等の導入を促進するため、市町村と一体となって、交通事業者への要望を行います。また、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等の導入や鉄道駅のバリアフリー化を支援します。
- 生活交通の維持・確保のため、広域的な観点から市町村と連携して、コミュニティバスや路線バスの運行、第三セクター鉄道等の安全輸送、離島航路の運航に対する支援を行います。

### 2 災害・感染症対策に係る体制整備

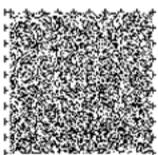
- 災害時に避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、市町村の個別避難計画作成の取組を支援します。
- 市町村の福祉避難所の追加指定を引き続き促進します。
- 福祉避難所における専門的人材の確保と資材等の円滑な調達を支援します。



- 防災計画を見直す場合の指針となる「高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル」を活用した高齢者福祉施設等における防災計画の見直しを指導し、防災対策の強化を図ります。
- 非常災害発生時や感染症発生時における業務継続計画の策定、職員に対する周知、研修及び訓練の実施並びに定期的な計画の見直しを行うよう指導します。
- 高齢者施設団体と県とで締結した応援協定に基づき、避難支援体制の充実を図ります。

### 3 安全・防犯対策の推進

- 高齢者の交通事故防止のため、「横断歩道マナーアップ運動」の推進や夜間等の明るい色の服装や反射材の着用を促進、高齢者の運転免許証の自主返納の支援などに取り組みます。
- 高齢運転者の継続的な安全運転に向け、自身の体と心の状態に応じた安全運転手段を選択する手法である「補償運転」を啓発します。
- 加齢に伴う身体機能の変化を自覚させ、自らの安全を守るための交通行動を促す参加・体験・実践型の交通安全教育等を推進します。
- 70歳以上の高齢運転者に対しては、高齢者講習を効果的に推進します。
- 75歳以上の運転者に対しては、高齢者講習に加えて、認知機能検査及び運転技能検査を効果的に推進します。
- 高齢運転者の安全運転継続のため、高齢運転者や家族の方からの相談に適切に対応します。
- 高齢者に配慮したバリアフリー対応型信号機の整備、道路標識等の高輝度化等、見やすく分かりやすい効果的な交通安全施設の整備を推進します。
- 消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、市町村をはじめ、関係機関と連携して、消費者に対する啓発等に取り組みます。
- 高齢者の犯罪被害を防止するため、各種警察活動を通じて、必要な防犯指導や情報の提供等を行います。
- 医療機関、介護事業者、民生委員などの高齢者を取り巻く関係機関・団体等と連携した広報啓発活動を行い、より多くの高齢者に防犯情報が届くよう努めます。
- ニセ電話詐欺の被害を防止するための電話機対策を始め、各種犯罪の手口に応じた効果的な対策を行います。
- 防犯カメラの設置促進等の犯罪防止に配慮した環境設計によるまちづくりを推進します。



## 第6章 高齢者を支える医療・介護サービスの確保

介護予防の拠点から特別養護老人ホーム等の入所施設まで、介護基盤の計画的な整備を進め、サービス供給体制の確保に努めます。

また、高齢化が一層進行する中で介護保険制度を持続可能なものとしていくため、介護給付の適正化に引き続き取り組みます。

### 1 サービスの必要量と供給体制の確保

#### (1) 介護保険対象サービスの必要量の見込み（介護給付を行うサービス）

介護給付を行うサービスには、在宅の要介護者を対象とする居宅サービスや、介護保険施設の入所者を対象とする施設サービス、原則としてその保険者（市町村等）の住民のみが利用できるサービスであり、利用者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするための地域密着型サービスなどがあります。

#### 【サービスの必要量の見込み】

##### ○居宅介護支援（ケアマネジメント）

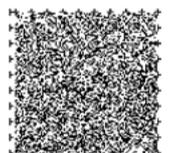
区 分	単位	実績値	計画値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援	人	1,274,506	1,333,500	1,357,488	1,381,212

##### ○居宅サービス

区 分	単位	実績値	計画値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	回/年	9,932,060	10,317,210	10,590,775	10,875,654
訪問入浴介護	回/年	100,760	118,305	121,725	127,074
訪問看護	回/年	2,090,117	2,241,148	2,313,569	2,365,393
訪問リハビリテーション	回/年	616,217	695,743	721,696	745,869
居宅療養管理指導	人	487,476	538,128	552,600	566,316
通所介護	回/年	7,658,162	8,182,165	8,207,352	8,309,195
通所リハビリテーション	回/年	2,120,715	2,247,016	2,277,937	2,311,752
短期入所生活介護	日/年	1,126,300	1,212,949	1,232,414	1,260,610
短期入所療養介護	日/年	82,388	101,123	102,503	103,451
福祉用具貸与	人	872,115	924,720	945,000	964,584
特定福祉用具販売	人	12,486	13,620	13,932	14,196
居宅介護住宅改修	人	10,964	11,340	11,664	11,964

##### ○地域密着型サービス

区 分	単位	実績値	計画値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	30,247	38,124	41,916	45,144
夜間対応型訪問介護	人	1,480	1,860	1,908	1,968
地域密着型通所介護	回/年	1,768,002	1,942,468	1,972,593	2,014,542
認知症対応型通所介護	回/年	192,092	196,345	199,629	203,399
小規模多機能型居宅介護	人	53,666	55,092	57,840	60,708
看護小規模多機能型居宅介護	人	8,850	10,608	12,960	14,472
認知症対応型共同生活介護	人	114,957	118,680	121,080	123,996



## 【特定施設入居者生活介護・施設サービス供給計画】

### ○特定施設入居者生活介護

区 分		令和5年度末		令和6～8年度 整備計画数の計 (床)	令和8年度末 整備目標数 (床)
		施設数 (施設)	定員数 (床)		
特定施設入居者 生活介護	介護専用型	10	526	128	654
	混合型	213	12,269	0	12,269
	計	223	12,795	128	12,923
地域密着型特定施設入居者生活介護		20	446	134	580

### ○施設サービス

施設種別		令和5年度末		令和6～8年度 整備計画数の計 (床)	令和8年度末 整備目標数 (床)
		施設数 (施設)	定員数 (床)		
特別養護 老人ホーム	広域型	347	23,162	200	23,362
	地域密着型	97	2,574	29	2,603
	計	444	25,736	229	25,965
介護老人保健施設		173	14,597	0	14,597
介護医療院		55	3,347	0	3,347

## (2) 介護保険対象サービスの必要量の見込み（予防給付を行うサービス）

予防給付を行うサービスには、在宅の要支援者を対象に行われる介護予防サービスや、原則としてその保険者（市町村等）の住民のみが利用できるサービスで、利用者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするために行われる地域密着型介護予防サービスなどがあります。

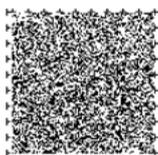
## 【サービスの必要量の見込み】

### ○介護予防支援

区 分	単位	実績値	計画値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防支援	人	429,592	446,220	450,696	454,884

### ○介護予防サービス

区 分	単位	実績値	計画値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防訪問入浴介護	回/年	111	102	102	102
介護予防訪問看護	回/年	273,844	327,287	335,088	341,858
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	96,623	101,196	103,001	104,933
介護予防居宅療養管理指導	人	33,706	35,928	36,600	37,176
介護予防通所リハビリテーション	人	135,359	141,876	143,460	145,140
介護予防短期入所生活介護	日/年	18,089	22,032	22,620	23,050
介護予防短期入所療養介護	日/年	1,685	1,491	1,534	1,576
介護予防特定施設入居者生活介護	人	17,325	16,932	17,136	17,412
介護予防福祉用具貸与	人	333,873	347,424	351,684	355,728
特定介護予防福祉用具販売	人	6,766	7,428	7,536	7,764
介護予防住宅改修	人	9,469	9,732	10,092	10,140



## ○地域密着型介護予防サービス

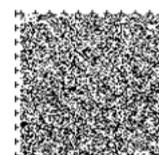
区 分	単 位	計 画 値			
		実績値 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	1,419	1,633	1,633	1,633
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	6,924	6,816	7,560	7,776
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	977	924	948	948

## 2 介護サービス等の質の向上

- 利用者やその家族等からの様々な苦情等に適切に対応し、サービスの改善が図られるよう、保険者（市町村等）を支援するとともに、介護サービス事業者等に対して必要な助言・指導を行います。
- 要介護認定や保険料等の徴収金に関する処分等に係る審査請求の審理・裁決を行う県の第三者機関である「福岡県介護保険審査会」の適切な運営に努めます。
- 利用者による介護サービス事業者の適切な選択に資する情報はもとより、従業者に関する情報、事業所の財務状況やお泊りデイサービスに関する情報が円滑に公表され、有効に活用されるよう、介護サービス事業者や関係機関との連携に努めるとともに、県民への制度の周知を図ります。

## 3 介護給付の適正化

- 保険者等と連携しながら、介護認定審査会の委員、認定調査員、主治医及び保険者職員への研修を実施するとともに、介護認定審査会にアドバイザーを派遣し技術的助言等を行います。  
さらに、アドバイザー派遣で明らかとなった要介護認定の課題や改善方法等について、要介護認定従事者に広く周知するための認定審査セミナーを開催することで、引き続き、介護認定審査会や保険者等への助言・指導を行います。
- 福岡県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用した保険者によるケアプランチェックを支援します。
- 介護支援専門員に対する指導力を強化するため、保険者や地域包括支援センターの職員を対象に、ケアプランチェックに係る研修やアドバイザー派遣等を実施します。
- 法令を遵守した適正なサービスの提供及び介護報酬の請求が行われるよう、介護サービス事業者等に対する集団指導や運営指導を実施します。
- 保険者の指導・監査技術の向上を図るための研修等、介護サービス事業者等に対する指導力の強化に取り組みます。



## 第7章 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上

今後、必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、高齢者介護を支える人的基盤である介護・保健・医療・福祉サービスに従事する人材の養成と確保・定着を進めるとともに、質の高いサービスを提供できるよう、資質の向上や介護現場の生産性の向上を図る必要があります。

### 1 必要となる介護人材の推計

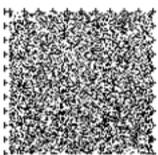
本県の2026（令和8）年度における介護人材の必要量を、県内市町村のサービス必要量の見込みを基に推計すると、94,458人となり、これを満たすためには、2022（令和4）年度から4年間で8,409人の増加を図る必要があります。

(単位:人)

区分	令和4年度	令和8年度	令和22年度
介護職員数	86,049	94,458	110,072

### 2 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上

- 福岡県介護人材確保・定着促進協議会において、問題意識や課題を共有し、連携・協力して、介護人材の育成、確保・定着、資質の向上に係る取組を進めます。
- 市町村単位で介護人材の確保・定着に向けた総合的な取組を推進するための協議会設置等を支援します。
- 関係団体・事業者等と連携して、県民、特に小学生・中学生・高校生や保護者、教員を対象に、介護の仕事に対する正しい理解の促進や魅力の発信に取り組みます。
- 介護事業者が行う労働環境改善や人材育成の取組を求職者等にわかりやすく示すため、働きやすい介護職場であることの認証を付与します。
- 福祉人材センターに介護の仕事に特化した人材開拓員と就職支援専門員を配置し、介護業界への就職の働きかけやきめ細かな就職支援等を実施します。
- 介護分野就職支援金貸付事業の活用を促進し、他業種で働いていた人の介護職への参入促進を支援します。
- 集団指導等の場を通じて処遇改善加算と特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算の周知を図るとともに、処遇改善加算を取得していない介護サービス事業所を対象として、加算取得に必要な手続きの段階に応じて支援します。
- 介護される側とする側の双方において安全で安心な、抱え上げない、持ち上げない、引きずらない「ノーリフティングケア」の普及促進を図ります。
- 介護現場における生産性向上、業務効率化を図るため、介護ロボット・ICT導入促進に取り組みます。



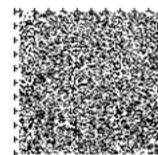
- 訪問介護等における利用者等からの暴力・ハラスメントに対し、従事者の安全を確保し、介護サービスの継続的で円滑な提供体制の構築に取り組みます。
- 介護サービス事業所が将来介護職員として雇用しようとする留学生に対して行う奨学金等に対して助成を行います。
- 外国人介護人材を受け入れる介護サービス事業所において、外国人介護人材とのコミュニケーション支援や外国人介護人材への学習支援等の取組を実施する場合、その費用に対して助成を行います。

### 3 介護関係職の育成等

- 介護支援専門員の専門性や資質の向上、適切なケアマネジメントの提供を図るため、各種研修を実施します。
- 居宅介護支援事業所管理者の資格要件であり、介護・保健・医療・福祉サービス間の連絡調整、介護支援専門員に対する助言・指導等を行う主任介護支援専門員を確保するため、その養成研修を行います。
- 介護職員初任者研修等を実施する、県の指定を受けた介護員養成研修事業者に対し、適時指導・助言を行い、介護人材の安定的な確保と資質の向上を図ります。
- 養成研修を実施する、県の指定を受けた介護福祉士養成施設及び介護福祉士実務者養成施設に対し、適時指導・助言を行い、介護人材の安定的な確保や資質の向上を図ります。

## 主な数値目標

章	数値目標名	現状値	目標値
第1章 高齢者が元気で活躍する 生涯現役社会づくり	生涯現役チャレンジセンターでの進路決定者数	年間 1,988 人 (R4 年度)	年間 2,000 人 (R8 年度)
第2章 高齢者になっても安心して 住み続けられる地域づくり	認知症サポーター養成数	累計 519,466 人 (R4 年度)	累計 664,000 人 (R8 年度)
第3章 認知症施策の推進	認知症サポート医養成研修修了者数	累計 219 人 (R4 年度)	累計 339 人 (R8 年度)
第4章 高齢者等の尊厳が尊重される 社会づくり	高齢者施設等における虐待発生率	0.17% (R4 年度)	0% (R8 年度)
第5章 高齢者等が安全で健やかに生活 できる地域づくり	低床バスの導入率 (ノンステップバスの導入率)	78.2% (37%) (R3 年度)	90% (48%) (R7 年度)
第6章 高齢者を支える医療・介護 サービスの確保	第1号被保険者一人当たりの介護給付費県平均の対全国平均比	0.995 (R3 年度)	1.000 (R8 年度)
第7章 介護人材の確保及び介護現場の 生産性の向上	介護職員数	86,049 人 (R4 年度)	94,458 人 (R8 年度)





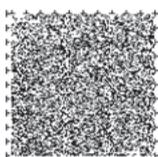
11月11日は介護の日   
いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう

## 第10次福岡県高齢者保健福祉計画

発行日／令和6年3月

【ダイジェスト版】

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課  
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7  
TEL 092-643-3248 FAX 092-643-3253  
E-mail : korei@pref.fukuoka.lg.jp



### 福岡県行政資料

分類記号 HC	所属コード 4400711
登録年度 5	登録番号 0003